

一般社団法人社会情報学会個人情報利用規則

2019年6月1日
制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人社会情報学会（以下「本学会」という。）個人情報保護に関する規則（以下「保護規則」という。）第6条の趣旨に則り、本学会が個人情報を利用する際に関して必要な事項を定めるものとする。

(保護規則の遵守)

第2条 本学会において、個人情報を利用する際は、保護規則を遵守しなければならない。

(個人情報の管理主体)

第3条 本学会において収集した個人情報の管理は事務局で行う。また事務局業務の一部を外部に委託する場合においても、この規則の趣旨に従って、個人情報の適正な保護をはかるものとする。

(個人情報の種類)

第4条 本学会において収集する個人情報は以下の通りとする。

- 一 氏名・性別・生年月日
- 二 会員種別
- 三 所属・役職
- 四 専門領域・キーワード
- 五 自宅連絡先（住所・電話番号・ファックス番号・メールアドレス）
- 六 勤務先連絡先（住所・電話番号・ファックス番号・メールアドレス）
- 七 入会時推薦者
- 八 会費納入状況
- 九 謝金等の振込先（振込後削除）
- 十 その他理事会が適当と認めた事項

(会員名簿記載の個人情報)

第5条 本学会が発行する会員名簿に記載する個人情報は以下の通りとする。

- 一 氏名
- 二 会員種別
- 三 所属・役職
- 四 専門領域・キーワード
- 五 主たるメールアドレス

(会務に必要な個人情報の利用)

第6条 本学会の会務において、必要に応じて会員名簿記載の個人情報を利用することができる。

2 前項のほか、本学会において個人情報の利用を認める会務と個人情報の種類は以下の通りとする。

- 一 事務局が行う会務 すべての個人情報

- 二 表彰委員会が行う会務 生年月日
- 三 学会誌編集委員会が行う会務 氏名、所属、専門領域・キーワード、メールアドレス、謝金等の振込先
- 四 その他理事会において必要と認められた会務ならびに個人情報の種類

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

- 1. この規則は、2019年6月1日より施行する。

個人情報保護に関する規則第8条及び第11条の取り扱いに関する細則

2013年3月16日
制定

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人社会情報学会個人情報保護に関する規則(以下「規則」という。)第8条に規定する会員が本学会に対して自己の個人情報の開示を申請した場合および規則第11条に規定する会員が自己の個人情報の訂正請求を行った場合の取り扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(個人情報開示の可否の判断)

第2条 規則第8条に基づき、会員が本学会に対して自己の個人情報の開示を申請した場合には、会長は総務委員長に情報開示の可否を諮問する。

2 総務委員長は、規則および関係法令等に照らして、情報開示の可否を審議し、その結果を遅滞なく会長に答申しなければならない。

(個人情報の訂正の判断)

第3条 規則第11条に基づき、会員が本学会に対して自己の個人情報の訂正を請求した場合には、会長は総務委員長に個人情報訂正の可否を諮問する。

2 総務委員長は、事実関係を確認の上、規則および関係法令等に照らして、登録された個人情報の訂正の可否を審議し、その結果を遅滞なく会長に答申しなければならない。

(補則)

第4条 規則に定めのない事項について、総務委員長は、個人情報開示および訂正のために必要な事項を定めることができる。

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

1. この細則は、2013年3月16日より施行する。